

平成20年 4月 7日

市営住宅等に入居されているみなさまへ

岩見沢市建設部建築課

暴力団員の入居制限などの取組みについて

東京都町田市の東京都営住宅において発生した暴力団員の立てこもり発砲事件を契機に、全国的に公営住宅から暴力団員を排除しようとする社会的要請が高まっています。

これを受け、岩見沢市では、岩見沢市営住宅管理条例等の一部を改正し、平成20年4月1日から市営住宅等への暴力団員の入居を制限するなどの取組みを行うこととしました。

その主な内容は次のとおりです。

暴力団員とは？

集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体の構成員をいいます。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号参照

入居制限などの取組みは？

◆入居の制限

新たに入居しようとする方の世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は、入居を認めません。

◆同居の制限

入居後、新たに同居させようとする方が暴力団員である場合は、同居を認めません。

◆入居承継の制限

入居名義人の方の死亡等により、残された方が入居の権利等を承継しようとするときに、新たに入居名義人になる方又はその同居者が暴力団員である場合は、承継を認めません。

◆暴力団員に関する勧告

入居されている方が暴力団員であることが判明した場合には、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、明渡請求を行うことがあります。

◆警察への照会、警察からの情報提供

岩見沢市は、暴力団員であるか否かの照会を北海道警察に行います。

また、北海道警察から岩見沢市に対し必要な情報を提供してもらうこととしています。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

岩見沢市建設部建築課住宅管理係 電話23-4111内線326・327